

第5編 (大月都留広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例)

○大月都留広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例

(昭和57年12月8日条例第3号)
改正 昭和63年7月11日条例第4号 平成2年7月31日条例第3号
平成11年3月3日条例第1号 平成19年6月8日条例第4号
平成20年6月26日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定により、別表第1に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表1のとおりとする。

(支給方法)

第3条 報酬の支給方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬の額が年額によって定められている職員の報酬は、新たに職員になった日の属する月から月割りにより支給し、退職し、失職し、又は死亡したときはその属する月まで月割りにより支給する。
- (2) 報酬の額が月額によって定められている職員の報酬は、毎月支給する。ただし、新たに特別職の職員になった者にはその日から、又は月の途中で退職し、失職し、又は死亡した者にはその日まで、その職務に従事した日数に応じこれを支給する。
- (3) 報酬の額が日額によって定められている職員の報酬は、その職務に従事した日数に応じこれを支給する。

(費用弁償の額)

第4条 職員が職務により組合を組織する大月市及び都留市外に公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表2に定める額を旅費として支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給については、大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例(昭和42年条例第8号)を準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年11月1日から適用する。
- 2 大月都留衛生組合監査委員の報酬並びに組合長、副組合長、及び監査委員、収入役の費用弁償条例(昭和42年条例第3号)は、廃止する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。

附 則(平成2年7月31日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年8月1日から施行する。ただし、報酬額が年額で定められている別表第1の改正規定は、平成2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 3 日条例第 1 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 8 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 1 条・第 2 条関係)

職 名	報 酬 額
監 査 委 員	日額 5,000円
嘱 託 職 員	月額 200,000円以下 の範囲内で組合長の定める額

別表第 2 (第 4 条関係)

区 分	組 合 長 副 組 合	監 査 委 員 公 平 入 員 役	備 考
鉄 道 賃 及 び 船 賃	上級実費	上級実費	
車賃(1キロメートルにつき)	実 費	実 費	
日 当 (1 日 に つ き)	3,300 円	3,000 円	
宿 泊 料 (1 夜 に つ き)	県 内	14,900 円	13,300 円
	県 外	16,500 円	14,800 円
食 卓 料 (1 夜 に つ き)	3,300 円	3,000 円	